令和４年７月２６日

第７回加須市農業委員会総会議事録
（公開用）

加須市農業委員会

第７回　加須市農業委員会総会議事日程

第１　議事録署名委員の指名

第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第４号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第１号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書について
報告第２号　農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出書について
報告第３号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書について
報告第４号　農地法第１８条第６項の規定による通知書について

招集年月日	令和４年７月２６日	招 集 場 所	騎西文化・学習センター １階　多目的室
開会の日時	午後２時００分	閉会の日時	午後４時１６分
会　　長	小　倉　和　夫	職 務 代 理	柳　田　浩

議　席	委　員　氏　名	出	欠	議　席	委　員　氏　名	出	欠
1	野　口　悦　夫	○		9	瀬　下　京　子	○	
2	江　川　芳　夫	○		１０	小　川　達　男	○	
3	中　島　利　雄	○		１１	柳　田　浩	○	
4	松　本　昇	○		１２	小　倉　和　夫	○	
5	山　岸　和　男	○		１３	早　川　初　男	○	
6	嶋　村　淨	○		１４	関　口　豊　充	○	
7	佐久間　尉　匡	○		１５	新　井　明　弘		○
8	松　村　文　夫	○					

加須市農業委員会事務局
局　長　駒　宮　敏　之
次　長　前　島　勝　己
主　幹　藤　間　みゆき
主　幹　新　井　昌　典
主　幹　関　田　毅
主　査　大　熊　健太郎

開会　午後　２時００分

○局長（駒宮敏之君）　それでは、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和４年第７回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

◇

◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君）　それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田　浩君）　改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、またお暑い中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

７月下旬を迎える中、暑い日が本当、続いております。皆様には引き続き体調管理にご留意なされまして、ご活躍をいただければと思っております。

それでは、これより令和４年第７回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

◇

◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君）　ありがとうございました。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　改めまして、こんにちは。

７月の農業委員会の総会ということで、このように一番暑い中、皆さん方にはお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

コロナ、またいわゆるコロナというかＢＡ．５ですか、そういう形でまた第７波というか、感染状況が激しくなってきてございまして、埼玉県でも１万人を超す日もありますし、全国で２０万人とか、すごい数で増えているわけでございまして、幸いにも重症者の方が急には増えないということですけれども、医療関係者とかいろんな従事する人にとってはかなりま

たきつい状況になっているかと思います。そういった中で皆さんにお集まりをいただきまして実際に総会ができますことは、非常に喜ばしいことかなと、そのような気持ちでおります。

８月には、土地利用、農地の利用状況調査とか毎年やっておりますけれども、それがまた同じ予定ですし、今月は今までの活動日誌というか、活動記録については様式が変わりまして、皆さん方にはちょっと不便を来しているかなという気もしますけれども、今日は帰り際に、もしちょっと分かりづらい点がありましたら、事務局の新井さんのほうで個別に指導していただきまして、記入例なりを自分で分かりやすくできるようにしたいと思いますので、その点よろしくお願い申し上げたいと思います。

案件につきましては、相変わらず加須市は多いわけでございまして、事務局も農業委員の皆さん、また最適化の推進委員の皆さんにも、いろんな面で苦労をかけているわけでございまして、そういった面につきましても、しっかりした現地確認等を行いながら、農業委員会としての技術を高めていこうと、そんなような気持ちでおります。皆さん方には慎重審議よろしくお願い申し上げまして、簡単ですけれども、ご挨拶といたします。

今日もよろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君）　ありがとうございました。

◇

◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君）　本日の総会でございますが、現在、委員総数１５名のうち、過半数を超える１４名の委員さんにご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。

◇

○局長（駒宮敏之君）　それでは、早速議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　それでは、よろしくお願いいたします。

◇

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君）　日程第１、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

１番　野　口　悦　夫　委員

２番　江　川　芳　夫　委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎議案第１号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　日程第２、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」の５件を議題といたします。

初めに、１番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は借りている農地を取得したいため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や借入地の耕作状況、また日本に永住する予定であることなどから判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○４番（松本　昇君）　４番、松本です。

７月２１日に、榎本勝雄推進委員と２人で、代理人の土地家屋調査士、行政書士の資格を持っております　　さんの事務所へ行きまして、聞き取り調査、それに現地調査をやってまいりました。

この土地は、事前、法人がサボテン経営をしていましたが、約５年ぐらい前ですかね、競売によって譲渡人の　　様が取得しました。この土地を令和３年１月から　　様が利用集積使用貸借設定を届けまして、耕作してきました。今回、これを売買により所有権移転

しようとするものです。

現地は、約３分の２が収穫が終わったジャガイモが栽培されていました。残りは生育中のトウモロコシですか、これは実を食べるのではなくて、何かまだ実がついていないような飼料用ミール用のトウモロコシを栽培されていました。それで、雑草を刈った直後の様子できれいになっていました。

代理人の　　さんにジャガイモが取れたよということで、中身が黄色っぽいようなジャガイモを持ってきてくれたというふうに代理人は言っていました。

また、　　様はＪＡの農産物所に会員となって、そういうものを出荷しているとのことです。

また、資金的には特に問題はないとのことでした。

このようなことから、本申請内容は農地法第３条の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

１番の礼羽地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、２番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○６番（嶋村　淨君）　６番、嶋村です。

７月２０日の日に、推進委員の金子さんと現地確認を実施いたしました。現地は、野菜畑としてきれいに管理されておりました。それから、譲受人であります　　さんのところに伺いまして、お話を聞きました。この譲受人が　　さんですね、譲渡人の　　さんという方なんですけれども、これ実家が位置図を見ていただいて、　　があるんですが、その左の家がこの　　さんなんですけれども、この出身なんですね。小さく　　さんという、書いてある、これは自宅なんですね。なんですけれども、今現在、理由は分からないんですけれども、　　の市営住宅のほうに住所を移されていまして、ここはいないようでした。

　　さんの中は開いていないんですけれども、　　さんの話では、ここには　　さんの家とその後ろが息子さんの家だと。それから、今回の該当地の　　ですね、この前に　　さんというううちがあるんですけれども、これは　　さんの娘さん夫婦の家だそうです。

　　さんの自宅はすぐに　　という表示があるんですが、この　　の上ですね、ここが　　さんの自宅です。　　さんも高齢なので、これ以上あまり増やしたくないというのが腹づもりなんですけれども、近隣の土地であるし、まるっきり知らない方でないので、今回受けることにしたという、そういう状況でございます。問題ないと思いますので、ひとつよろしくご審議のほうお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

２番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、３番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、譲渡人は人手不足により耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○３番（中島利雄君）　３番、中島です。

７月２０日に、指導員の町田さんと２人で現地確認に行ってまいりました。

現地で譲受人の　　さんにお会いし、お話を伺ってまいりました。今、田んぼ、稲が作ってありまして、　　さんが結構何年もやっているみたいです。それで、この　　さんのお母さんとおばさんの関係なんだそうです。これ、　　さんはそのおばさんの娘さんとのことでした。

今、稲が作ってありまして、その結果何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

３番の東地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、４番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、譲渡人は農業を廃業するため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○９番（瀬下京子君）　９番、瀬下です。

７月１８日に、松村推進委員と現地確認をしましたが、現地は飛び地であること、筆数があまりにも多くて、畦畔が取り省いてあるためはっきり分からなかったので、譲渡人のさん宅を訪れまして、本人にお聞きいたしました。本人もどこにあるのか分からないということでした。以前から譲受人の　　さんは隣接地を所有しておりまして、耕作をされているということでした。３年前からこの土地を処分したいという意向を　　さんに相談していたそうです。

　　さん宅を７月１９日、松村推進委員と２人でお訪ねいたしまして、お話を伺いました。　　さんは、地元では大きく営農されている方ですので、今回の議案に関しましてはやむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

４番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、５番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、譲渡人は高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○９番（瀬下京子君）　９番、瀬下です。

７月１８日、松村推進委員と現地確認を行いましたが、やはり先ほどと一緒で現地が分か

りませんでした。やはり畦畔が取り省いてあるためで、譲渡人の　　さん宅をお邪魔いたしまして、ご本人にも聞いたんですけれども、本人も分からないということでした。

先ほどと同じく、譲受人の　　さん宅に７月１９日に松村推進委員とお邪魔いたしまして、　　さんとお話を伺ってまいりました。以前からやはり耕作をお願いしていたんだそうです。　　さんは独り住まいで後継者がいないということで、処分したいという今回の話でした。やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○４番（松本　昇君）　４番、松本です。

これは農地中間管理事業をやってちっちゃな田んぼが大きくなったから、行っても分からないということですよね。かなと、今ちょっと聞いたので。了解しました。

○会長（小倉和夫君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

５番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第２号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」の１件を議題といたします。

１番の北川辺地区の案件及び議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の２２番の北川辺地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

４条の１番と５条の２２番は隣接地で、４条の申請者と５条の譲渡人が同一であり関連が

ございますので、一括にてご説明いたします。

位置図７ページ及び土地利用計画図の４－１、５－２２をご覧ください。

本案件は、５条２２番の譲受人が４条１番の申請者所有の土地を使用貸借により借り受け、自己用住宅を建築するもので、また、４条１番の自己用住宅敷が農地であることが判明したため、併せて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、農地法施行規則の第１種農地の不許可の例外に該当し、線引き以前から宅地として利用されていることが当時の航空写真から判断できること、また５条２２番は、北川辺地域で調整区域と市街化区域の線引きがないため、３，０００平米未満の開発行為は許可不要であり、建築確認の見込みがあるとのことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、１２番小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明を行います。

７月１６日、推進委員の髙橋さん、細谷さんと共に、　　さんのお宅を訪問し、現地を確認してまいりました。また話を伺ってまいりました。

地図で見てもらうと分かるんですけれども、現況図という地図を見てもらいますと、今回申請の　　については、住宅であったけれども畑のままで、申請がしていなかったということで、今回それを修正する意味で出されたものであります。これは、現地確認しますと、この母屋と言われるところの南の、何というか、道路の端が、これが石垣が組んでありまして、どう見ても宅地の一部だなと思ったんですけれども、これを申請がなされていなかったということで、それを宅地に改めて申請するものであります。

また、５条の２２番の案件ですけれども、この案件については、実際４－１のこの現況の地図を見ますと、建物というものが入って、これが宅地ですかという、思うかと思いませんけれども、これは曳家で、母屋から引いた家を当時、昭和４５年以前だと思うんですけれども、その状況で、そこも畑としたままに、そのままに家を移したということで、その家にこの譲受人の　　さんは　　さんの長男でして、前々からこの建物に住んでいたわけですけれども、子供が大きくなったということで、そこに自己用住宅、この建物と書いてあるもの、これを壊してその場所に新しく自己用住宅を建設するということでございます。畑のままに家を建ててやるよりも、きちんと宅地としての申請に戻すということで、やむを得ないものと考えております。本件について皆様の慎重なるご意見をお願いいたします。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○１１番（柳田　浩君）　１１番、柳田ですけれども、これちょっと分かりづらかったのが、４条のほうは住宅利用をしていたということでございまして、そうしますと、　　番の地図は畑だけれども宅地になっている。　　も畑だけれども宅地になっている。本来であれば、　　と　　を合わせて一回４条で是正転用してから、その一部の　　を息子さんですか、の住宅として申請を出すというのが本来なのかなというふうにちょっと感じたものですから。おかしいですか。

是正をしてから農地転用を認めると。一回宅地にしちゃえば、転用は要らないんですかということなんですよ。せがれさんのうちを建てるのが、転用は要らないんじゃないの、是正して今はもう宅地になっているんでしょう、曳家があって。そこで是正しちゃえば、もう宅地になっちゃって、せがれさんがうちを建てようが、申請は要らないんじゃないかなというふうに感じたものですから、どっちが正しいかよく分かりません。

○事務局（大熊健太郎君）　では、事務局のほうからご説明いたします。

実は、こちらについては以前から相談を受けているところでございまして、柳田委員さんのほうがおっしゃるとおり、そのまま使うということであればまず４条ということで、線引き前から使われていたということなので、他の事例等を見ても、宅地とすることでやむなしということだったんですが、いろいろと話していく中で、どうしてもせがれさん、　　さんのほうがもうすぐにでも建てたいんだというご意向がございまして、最初は４条で　　さんのほうは、うちは置いといてもいいから、　　さんのほうをやりたいんだというお話があったんですけれども、まずはまとめて本来宅地であるべきところは手続をしてくださいというお話をしたところ、このようにやらせていただきたいというお話があったということで、経緯としますとそういった形になります。

○１１番（柳田　浩君）　結果的には同じになるので、異議はないです。ただ、ちょっと疑問に感じました。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ほかに何かございませんか。

江川さん。

○２番（江川芳夫君）　２番です。２番、江川です。

柳田委員さんが言ったとおりでございまして、問題はないと思うんですが、ただ、この５条の２２番の　　さんが造るということなんですが、面積が８０５、一般の分家住宅と同じ

ような考え方からすると、ちょっとでか過ぎる。これ農家住宅ではないということになりますと、考え方は分家なのかどうかちょっといまいち分からないんですが、状態から見れば分家住宅だと思うんですね。親のうちが逆にあって、そこの隣に農地を宅地に変えてうちを造るいわゆる分家住宅だと思うんですね。そうなると、面積が８０５だと、ちょっと大き過ぎるんじゃないか。これは５００という縛りというか基準で今までも対応してきた。今も５０１とか１０とか多少の誤差はやむを得ないというふうに今までは判断しているようですけれども、ちょっとあまりにもこれだと大き過ぎるような気がするので、その辺の基準の捉え方について説明願います。

○事務局（大熊健太郎君）　事務局のほうからご説明させていただきます。

これも経緯になってしまうんですけれども、おっしゃるとおり４条でもともとこれと　　というのが丸々宅地の、線引き前から宅地の状態だったということで、柳田委員さん、江川委員さんおっしゃるとおり、４条でまずは現況で許可の申請をしていただければよかったという形で私も思います。ただ、ご都合がということだったんですけれども、今回についておっしゃるとおり分家というのが農地法上あるかどうかというのがあるんですけれども、通常、調整区域かこちらはその他の地域でございますけれども、５００平米までだよねという考え方はあるかと思います。

今回については、もともと宅地であったということで、分筆をしたいんだというところで、ご意向でこう切られているというところで、こういった形になっているのが実情です。

○２番（江川芳夫君）　そうするとあれですか、これが例えば１，０００平米でも認めちゃうんですか。

（「土地利用計画としては８００で計画しているので」と言う人あり）

○２番（江川芳夫君）　一般的には、８００あってこれ１区画だからやろうという考え方は分かるんですが、やはりその基準からすると５００に切って、改めて、これ５条の申請なので、柳田委員さんの言うとおり、最初からこれ宅地にしちゃって、既存であるんであるから、線引き前からあるから、現地確認で登記所の申請で、農地法、農業委員会通さないで登記もできる可能性もある土地ですよね。そうするとやっぱり、それだったら別に８００だろうが１，０００だろうが宅地になるからね、できるんでしょうけれども、そうじゃなくて、これは農地、農業委員会にかかっている以上は、やっぱり今までの考え方を踏襲しないと、これだけに８００を認めるということは根拠がないというふうに私は思います。

○会長（小倉和夫君）　一括して４条で行うということで、今回の４条の１番も一旦取り下げ

て、次回以降、両方一括して４条案件で宅地化するということですね。

○事務局（前島勝己君）　**今回の案件は、**法的に可能かどうか確認をさせていただければと思います。

○会長（小倉和夫君）　分かりました。江川さんのその質問に対して、やはり５条案件では該当しないというふうで、一回取り下げていただきまして、次回の総会までに４条案件で提出をお願いするということでいかがでしょうか。

○２番（江川芳夫君）　そうですね。別にこれを農転が駄目だという話じゃないのであって、ただここを農地のままおくという、そういう話じゃなくて、やっぱり制度上の手続の問題だから、やっぱり明確にする必要があると思いますよね。了解です。

○会長（小倉和夫君）　はい。では、この４条の１番について、また５条の２２番についても保留ということで、改めて次のときに４条案件で提出することでお願いしたいと思います。

では、このまま保留ということでお願いいたします。

◇

◎議案第３号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　次に、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の２４件を議題といたします。

初めに、１番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図８ページ及び土地利用計画図の５－１をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、農地法施行規則の第１種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○１番（野口悦夫君）　１番、野口です。

７月１６日、推進委員の野本さんと川島さんの３人で譲渡人の　　さん宅を訪ね、また現地を見、意見を伺ってまいりました。

譲渡人と譲受人の　　さんは親子関係ですね、　　さんの娘さんと　　さんが一緒になっているそうです。それで、子供さんが大きくなり、なかなか部屋が狭いという形で妻の実家の隣接した土地に自己用住宅を建てるという形で、また使用貸借という形、何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

１番の大桑地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、２番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図９ページ及び土地利用計画図の５－２をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、農地法施行規則第１種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１番（野口悦夫君）　１番、野口です

やはり７月１６日、推進委員の野本さんと川島さん３人で、譲渡人の　　さん宅を訪ね、現地を見、話を伺ってまいりました。また、譲受人につきましては、子供さんが大きくなったことで自己用住宅を建てるという形で、売買という形を取ったそうです。何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

２番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、３番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図１０ページ及び土地利用計画図の５－３をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（３区画）を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないもの思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○７番（佐久間尉匡君）　７番、佐久間です。

７月１８日、推進委員の小山さんと２人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は稲が作ってありまして、適正に管理はされておりました。その後、この農地からそんな遠くない、１００メーターぐらいのところですけれども、　　さんの自宅にお伺いして、本人からお話を聞きました。米は、今まで長年にわたり近所の人に頼んで作っていただいていたんですけれども、ちょっと高齢のため徐々に減らしたいというようなことで前々から聞いておりましたので、住宅メーカーのほうから建売りでどうでしょうかというような話が来ておりましたので、今回いいタイミングということで手放すことにしたということで、許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

３番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、４番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図１１ページ及び土地利用計画図の５－４をご覧ください。

本案件は、昨年度受付分の除外が２月に完了したもので、譲受人が売買により土地を取得し、自宅の敷地を拡張して駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、農地法施行規則の第１種農地の不許可の例外に該当し、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○７番（佐久間尉匡君）　７番、佐久間です。

同じく７月１８日、推進委員の小山さんと２人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は、自宅のすぐ隣ということで、草もなく適正に管理はされておりました。このさんというのは、奥さんが地元の水深の方で、大分前からこちらで暮らしているんですけれども、この土地利用計画図を見ていただければ分かるんですけれども、面積はかなりこちらあるんですけれども、車庫をもうちょっと奥に作れば問題なかったんですけれども、どうしても今手狭で、こちらに書いてありますけれども、何か花崎のほうに駐車場を借りてそこで行き来しているというようなことで、非常に不便なため、隣の方に聞いたところ、売ってもいいということで話がまとまったということでございました。許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

４番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、５番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図１２ページ・１３ページ及び土地利用計画図の５－５をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、隣接する宅地と一体で建築条件付売買予定地（７区画）を開発するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、また、申請地区域内の市道については、西側半分を付け替えし、東側半分はそのまま残すということで担当課と協議済みとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○７番（佐久間尉匡君）　７番、佐久間です。

同じく７月１８日、推進委員の小山さんと２人で現地確認を行いました。

現地は、この写真ですと宅地というか長屋、いろいろあるんですけれども、もう既にきれいに更地にされておりまして、譲渡人の　　さんが騎西のほうに引っ越しているということですので、すぐ隣の、この地図ですとすぐ上の　　さんというんですかね、そちらの方がおりましたので、ちょっと話を聞いたところ、長男の方が１年ちょっと前に急に亡くなって、この　　さん、　　さんというのは次男坊で、兄弟で一緒に暮らしていたんですけれども、この宅地とすぐ隣の農地を相続で取得して、ちょっとあまりにも一人で、独身のため管理するのは大変なので、不動産屋に相談したところ、騎西のほうにちょうどいいところがあるのでそちらに引っ越しをして、その後こちらのほうを手放すことに決めたということで、問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

５番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、６番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図１４ページ及び土地利用計画図の５－６をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、隣接する雑種地と一体で自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○７番（佐久間尉匡君）　７番、佐久間です。

同じく７月１８日、推進委員の小山さんと２人で現地確認を行いました。

現地は、きれいに管理がされておりまして、その後、自宅のほうにお伺いしたんですけれども、譲渡人の　　さんが不在だったため、後日７月２１日、私一人で聞き取りを行いました。この　　さんというのは、　　さんの娘さんの旦那さんで、こちらにもありますけれども、今５人家族なのでちょっと手狭なため、実家のすぐ近くのこの土地がありますので、自宅から１５０メーターほどの距離になりますので行き来もしやすいということで、申請することになったということで、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○２番（江川芳夫君）　２番、江川です。

ちょっと確認だけさせてください。この　　さんという方は厚木に住んでいるようなんですけれども、勤め先はどこですか。

○事務局（前島勝己君）　勤め先については申請書に書かれていないので、今は分かりません。

○２番（江川芳夫君）　では、厚木からこっちへ引っ越しちゃって、勤め、厚木のほうへ行けるんですか。それは構わないんだけれども、じゃ、ちょっと厚木と随分違う、遠いからね。その辺の判断どうなのか、確認したいんだけれども。

○７番（佐久間尉匡君）　いいですか、７番、佐久間ですけれども、東京のほうで仕事はしているというような話は聞いておりましたので、何とかここからなら通えなくもないと思いますので、そんな感じだと思います。

○会長（小倉和夫君）　ほかにございますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

６番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、７番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図１５ページ及び土地利用計画図の５－７をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、事業用の車両置場及び来客用等の駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、本店所在地の近接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○７番（佐久間尉匡君）　７番、佐久間です。

同じく７月１８日、推進委員の小山さんと２人で現地確認を行いました。現地は、先ほどの土地のすぐ隣になっておりますので、同じくきちんと管理はされておりました。不在だったため、同じく７月２１日、私一人で譲渡人の　　さんからお話を聞きました。こちらの資料には、手狭なため５０台以上増やしたいということだったんですけれども、

　　の脇に県道の予定地ができておりますので、そこに車両が１００台ぐらい置いてある

ということで、そこが今ぶつかるような形になりますので、そちらのほうの車両を全部片づけて、今回こちらの２，８８０平米ということで、こちらに全部持ってくるということで、若干ちょっと面積的には増えてしまうんですけれども、これ中途半端に残してもあれなために、まとめて申請したということでございました。許可相当と判断しましたので、よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

７番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、８番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図１６ページ及び土地利用計画図の５－８をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（２棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可が見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○７番（佐久間尉匡君）　７番、佐久間です。

同じく７月１８日、推進委員の小山さんと２人で現地確認を行いました。現地は、かなり細長い土地になっておりますけれども、きれいに管理をされておりました。たしか先月もこのすぐ隣の譲渡人の　　さんというのが、　　というものがありますけれども、こちらのほうももう既にきれいに更地になっておりまして、ご本人は、先月も話したと思うんですけれども、病院のほうで暮らしているということで、何か月か前に話したときにも、農

地は全て早めに処分したいんだというようなことで、そのときはもうそのような、具合悪いというような話は聞いておりませんでしたけれども、そういう事情ですので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

８番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、９番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図１７ページ及び土地利用計画図の５－９をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（２区画）を開発するもので、添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○８番（松村文夫君）　８番、松村です。

新井委員が所用のため欠席となったとのことで、現地調査の結果報告を預かっておりますので、私が朗読をいたします。よろしくお願いをいたします。

７月１８日に、推進委員の小川さんと２人で現地を確認し、譲渡人の　　さんの奥様より話を聞き、また７月２０日に譲受人の　　の社長さんに話を聞きました。現地は、草が生えていました。　　さんは耕作しておらず、管理が大変なので　　に売却し、

が開発するとのことでしたので、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

９番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、１０番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図１８ページ及び土地利用計画図の５－１０をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○８番（松村文夫君）　８番、松村です。

先ほどと同様でございます。７月１８日に推進委員の小川さんと２人で現地を確認し、譲渡人の　　さんに話を聞きました。現地は草が生えていました。譲渡人の　　さんは、　さんの娘の旦那さんで、現在アパートに住んでいるが手狭になったため、この申請に至ったとのことですので、許可相当と判断をいたしましたとのことです。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

１０番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、１１番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図１９ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし、農地改良するもので、必要添付書類は整えられております。

また現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、４か月間の一時転用であり、改良後も担い手が稲作を行う計画でございますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○８番（松村文夫君）　８番、松村です。

先ほどと同様でございます。７月１８日に推進委員の小川さんと２人で現地を確認し、譲渡人の　　の社長に話を聞き、また７月２０日に譲受人の　　の　　さんに話を聞きました。現地は一面トウモロコシが植えてありましたが、申請地は段差になっており、草が生えていました。段差をなくし、平らな農地に改良して耕作を行うとのことでした。よって、許可相当と判断をしました。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

１１番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、１３番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図２１ページ及び土地利用計画図の５－１３をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、従業員等駐車場を整備するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、事業所の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○８番（松村文夫君）　８番、松村です。

７月１９日に推進委員の越塚さんと現地を確認し、譲渡人の　　さんの息子さんで代理人でもある　　さんに事情を伺いました。現在、隣接地に大型トラック等の車検整備工場が完成間近となっておりまして、この工場の従業員の駐車場を確保したいとのことから、隣接地であるこの土地に計画をしたものであるとのことでした。現地は休耕地となっており、管理も大変になっているとのことから、適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

１３番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、１４番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図２２ページ及び土地利用計画図の５－１４をご覧ください。

本案件は、昨年度受付分の除外が２月に完了したもので、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ない

ものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１４番（関口豊充君）　１４番、関口です。

７月２０日、篠崎地域の増田さんがちょっと都合がつかないということから、田ヶ谷地域の渡辺推進委員さんと共に譲受人の代理人の　　さんの立会いをいただきながら、現地確認、それから聞き取りを行ってまいりました。この譲渡人の　　さんの実家というのは、この位置図のちょうど左下のほうで、すぐ近くでございます。土地は相続で取得したもので、現在そこでは何も作られておりませんでしたが、草一本なくきれいに管理されておりました。譲受人は夫に当たりまして、アパートが手狭になったということで、今回の自己用住宅の建設を計画したということでございます。何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

１４番の騎西地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、１５番及び１６番の田ヶ谷地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

５条の１５番と１６番は隣接地で譲渡人が同一であり、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図２３ページ、２４ページ及び土地利用計画図の５－１５、５－１６をご覧ください。

本案件は、５条１６番の譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築する計画と、それに合わせて５条１５番の譲受人に譲渡人が賃貸借している宅地の建築基準法上の接道を確保するため分筆を行い、進入路を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１４番（関口豊充君）　１４番、関口です。

これも７月２０日、推進委員の渡辺さんと譲受人代理人の　　さんに立会いをいただきながら、聞き取り及び現地確認を行ってきました。また、現場も１５、１６につきましては譲渡人が　　さんということで関連がありますので、一括させて説明させていただきます。

ちょうど現地へ行っていましたら、　　さんがこの土地の北側を草取りをしておりまして、この方は鴻巣市のやはり農業委員をやっているということで、ちょっと雨が多かったために草が伸びちゃったからすぐ刈るからというようなことは言っていました。

一応１５番ですけれども、１５番の案件につきましては、　　さんが　　さんに貸し付けている土地でございますけれども、建築基準法上の接道がないということから、将来、建て替え等を考えて一応接する土地を売却するに当たりまして、分筆して進入路を確保しようというものでございます。

次に、１６番の案件につきましては、ちょうど譲受人、この方は　　さんというふうに読むらしいんですけれども、この方が仕事がちょうど北埼地域を中心とした仕事もあり、なったということで、一応教育や生活環境のよい地域というふうに判断したらしくて、自己用住宅を計画したと。これも高速道路のインターに近いとか学校が近いというので、ちょっと学校は近くはないんですけれども、表示がちょっと、これも前回にもそういう案件がありましたけれども、ちょっとこの表示がどうなのかなという気はするんですけれども、一応両案件とも何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○１１番（柳田　浩君）　ちょっと確認させてください。

○会長（小倉和夫君）　どうぞ。

○１１番（柳田　浩君）　１１番、柳田ですけれども、　　さんという方、この土地を買い取

るというふうに今説明を聞いたんですけれども、そうしたら、その土地は　　さんの名義じゃないんですね。今回、使用貸借を受けるのは　　さんだけれども、借りている人だけれども、建物を。土地をか。そういう整理ですか。土地の所有者が譲り受けるんじゃなくて。権利関係がばらばらだと思って。借地している間はいいですけれども。ちょっと気になりました。

○１４番（関口豊充君）　接道部分について、確かに今委員さんがおっしゃるとおり、私もちょっと気にはなっていたんですけれども、要は　　さんが言わば　　さんに現在宅地を貸しているわけなんですけれども、その、できている建物に対して接道が狭いという、接道がないということで、基準法上の接道を満たしていないということで、そのまま借り受けていたわけですね。一応話の様子が、要は将来　　さんが出て、　　さんには娘さんがいるらしくて、娘さんが将来こっちに入って建て替えるということになった場合に、要は建築基準法上の接道がないと駄目だから、今回の入り口の土地を売却するに当たって、接道部分を分筆して取りあえずキープしておきたいというような意向なんですけれども、実際　　さんは今既に利用しているわけなんだけれども、ちょっと　　さんの名義でやるというのが確かに気にはなったんですけれども。

あくまでも接道は建築する際に接道要件が出てくるものだから、現時点で事前に接道部分を分筆しておくということは、本来だったら　　さんなのかね、地権者の。

○１１番（柳田　浩君）　進入路という形の宅地にしたということですよね。

○１４番（関口豊充君）　はい。

○事務局（大熊健太郎君）　事務局から一応経緯というか、実情といいますか、考え方はこれでよろしいのかなと思うんですけれども、実際に奥の宅地・建物というのは　　さんが持っていて、それを　　さんが借りているということなので、その進入路についても同様に　さんがお持ちですけれども、実際使われるのは　　さんということなので、使用貸借ということで、申請の仕方はこちらでよろしいのではないかなと考えます。

○１１番（柳田　浩君）　了解です。

○会長（小倉和夫君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、１５番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、１６番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、１７番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図２５ページ及び土地利用計画図の５－１７をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、車両置場及び社有車等駐車場を整備するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、農地法施行規則の第１種農地の不許可の例外に該当し、事業所の駐車場の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１４番（関口豊充君）　１４番、関口です。

７月１９日、推進委員の渡辺さんと代理人の　さんに立会いをいただきまして、聞き取り及び現地確認を行ってきました。まず、譲受人の方は、パキスタン人かな、外国の方です。一応今回の申請地の、ここの配置図をちょっとご覧になっていただきたいと思います。配置図の５－１７、これの左側に砂利道というのがありますが、砂利道、その右側に細長く白いラインが入っている。雨水排水防止堤というみたいなものをやろうとするわけですが、この部分の上が、一応昨年９月総会にかけられた土地です。そのときは、この図面にあるとおり、駐車台を設けて１１台程度の確保できるような形で配置図が出ております。一応１年もたたずしてこの下の部分を新たに今申請が出てきたわけでございます。

一応、この既に許可を受けた土地のところには、駐車台数は１１台程度の、数を数えると１１台程度なんですが、現状はナンバーつきの車だけが５台ありました。これは出入りができないような状態ですけれども、そのほかはびっちりと車が並べてありまして、ある軽乗用車の上には２台積み、車の上にもう１台重ねて置かれる。それからコンテナ。コンテナも１

つ置いてある上にまた重ねて置いてあるというふうなことで、ぎゅうぎゅう詰めのような状態で置かれていて、この配置図のは当然許可を取るためにその場しのぎのような感じの作図になっております。

一応、またこの申請地の周りというのが、このコンクリート塀というところがありますが、この北側がやはりヤード的に解体業みたいなことをやっております。その左側が一応今回の申請をする方なんですけれども、実際今そちらで解体をしたり、そこで焼却したり、焼却灰の残りがそこに放置したような状況でありました。

あとは、この周辺が極めて環境が悪いんですね。この申請地の５０メートルぐらい東側には残土が５メーターちょっとぐらい積み上げられて、その上に廃車、ナンバーのない廃車された車が放置されて、何十台という感じで放置されたような状態。その部分の今度は北側は一面ヨシが生える耕作放棄地の状態で、そういった中で、要は申請をした際は駐車をちゃんとして出入りができるような形で図面こそできておりますけれども、実態はもう積み上げられて極めて見てくれの悪い環境になっています。

それが、私と推進委員の渡辺さんは現地を見ながらこれを申請どおりに改めない限りどうなんだろうね、さらに拡張すればそこのところも積み上げられたり環境悪化につながるようじゃないかということで、一応不許可できるんであれば不許可相当かなというふうな判断をしてきたわけでございます。その辺の今のこの農業委員会としてそういった判断がこういった状況の中で許可された利用勝手が、要は車が積み上げられたような状態でそれを指導することができるのか、改めることができるのか、それを基に不許可にすることができるのかというのがちょっと気にはなるんですけれども、ちょっと環境的にどうも悪くなっているなというような印象で、皆さんのご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

江川さん。

○２番（江川芳夫君）　２番、江川です。

ちょっともう一度確認したい。今これは、どのような状態になっているんですか。申請は畑ですよね。もう車が……

○１４番（関口豊充君）　いや、現況、申請地のことをちょっと言うのが漏れちゃいました。申請地は耕うんがされて、一応草はちょんちょんとありますけれども、畑の状態であります。

ただ、去年９月に許可になったところの土地は、もうみっちり詰め込んでぎゅうぎゅう状態で、ナンバーがついているのが５台ありましたけれども、その車が自由に出入りできるような状態じゃないんですよ。すごい、見ていてまあ環境悪いね、そういった状況です。

○２番（江川芳夫君）　分かりました。

今のをもう一度確認しますが、今回の申請地は車を置いていなくて畑の状態、多少草は生えているけれども畑である状態ということですね。了解しました。

○１１番（柳田　浩君）　まず、許可できるかできないかという部分で、上の部分の管理状態が悪いよというお話の部分、このd上の部分だと思うんですけれども、この部分の許可は、前は車両置場でとか資材置場で許可が得ていますか。それとも駐車場で受けていますか。それによって許可内容と違うということであれば、違反とか何かがそういう形で不許可の条件になり得るんですけれども、初めから車両置場で置いてあって、それが２段３段に置かれようが、それが違反だというのは厳しいなというふうに感じたので、その辺の確認をまずさせてください。

○１４番（関口豊充君）　たしか従業員の駐車場という形じゃなかったかな。それをはっきりしないと。

○事務局（藤間みゆき君）　事務局です。

転用の目的としては、従業員等駐車場ということなんですけれども、申請内容として法人の車両とか従業員自家用車の駐車場を整備するということなんですけれども。

（「前回が」と言う人あり）

○事務局（藤間みゆき君）　前回が、そうですね。もともと資材置場の設置に係る資料ということで添付資料の中には従業員駐車車両４台、会社所有車両７台の計画ということでしたので、やっぱり駐車場ということで申請を出しておりました。

○１４番（関口豊充君）　駐車場といえば普通出入りができるような状態で置かれているのが駐車場であって、もうとてもとても出入りができるような状態じゃなくて、もうぎゅうぎゅう詰め、もう２台積み上げてあったり、そんな状況で、虚偽の図面を作図かなと思うような。今回の図面を見ても、書いてあるけれども、とてもとてもこんなふうな状態ではないです。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　じゃ、暫時休憩して進めたいと思います。自由討議ということで。

休憩　午後３時２８分

再開　午後３時４５分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君）　じゃ、それでは再開いたします。

◇

○会長（小倉和夫君）　諸般の事情があって、今回は確認作業をするまでの保留ということでよろしくお願いしたいと思います。

次に、１８番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図２６ページ及び土地利用計画図の５－１８をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、社有車駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、現在使用している駐車場の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○２番（江川芳夫君）　２番、江川です。

今案件につきましての現地調査の結果を報告したいと思います。

１９日に小坂推進委員と現地を確認し、行ってまいりました。現地には所有者である　　さん、それから譲受人で代理人の　　さんの出席を求めて、現地で確認をしてまいりました。今の事務局から説明があったとおり、５－１８の位置図の上の部分はもう既に　　という会社が駐車場として使っております。現地はご案内のとおりエネオスのスタンドのすぐ反対側ということで、隣はガソリンスタンドでございます。

その中で、　　という会社は、　　にある　　という冷凍食品の配送

センターに入っている業者、運輸業者でありまして、トラックで冷凍車なのでいつもエンジンかけっ放しでこうやっていると。ほかに４か所あるんですけれども、エンジンかけっ放しで近隣の迷惑もあるのでなかなか適地がないということで、今たまたまここの土地がそういう状態で、今は草が生えているんですが、今年いきなり来たものですから、今年　　さんは植える予定だったんですけれども、そんな話があったので田植えはしなかったということで、今までは去年までは田植えしてありました。

そんな中で、大型車両を止める。この位置図の上が　　の自社の従業員の今駐車場になっていますので、言えば駐車場の拡張ということになるかと思います。先ほど言ったように、大型車トラックの冷凍車の冷凍機を回しておくので、アイドリングじゃないんだけれども、そういうたまに大型車を止めるので、近隣にあまりすぐ近くにうちはございませんので、適当ではないかと判断してまいりました。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑、ご意見ありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○１１番（柳田　浩君）　すみません、何回も。１１番、柳田です。

ちょっと引っかかっているのは、駐車場を賃貸借で６年間という、借りるということで、期間が長いか短いかというのはあるんですけれども、賃貸借、この期間が過ぎた後は農地に戻るわけでなくてまた何らかの、基本的に転用目的での理由というのはよくあり得る話なので、期間が短いのは心配ということと、上に駐車場、今の江川委員さんの話だと、この会社の借りている土地だそうですけれども、これも貸し駐車場というのが出てくるんですよ。貸し駐車場と書いてあるでしょう、これ。

○２番（江川芳夫君）　これ、　　の従業員が止めて、　　が借りているらしい。

○１１番（柳田　浩君）　そういうふうに、いつの間にか事業目的の駐車場が貸し駐車場になっちゃったり、そういう転用があり得るので、よく思うのは、駐車場とか資材置場、結局建築も開発も関係なく許可になっちゃうようなものが、転用だけを、取りあえず転用しちゃうというのがあるので、取扱いなかなか難しいなというふうにいつも思っていて、今回は借りる事業者は地元ではしっかりした会社なのかどうか、それだけ確認させてください。

○２番（江川芳夫君）　まず、この６年、私も聞きました。なぜ６年なのかということは、　さんの話ですと、　　という会社が今３分の１ほどなんですね、今の状態の田んぼ。

これを盛土して駐車場にするには、その　　がやるらしいんですね。それは　　側がその工事もやるということなので、その部分はどうしても貸していただかなくちゃ困ると　　が言うので６年。その後はまた賃貸借はする予定だというふうに本人は話しておりました。

この　　という会社は、藤の台にある　　、いわゆる　　の中に入っている運送業者の一つなので、特に変な業者ということではないらしいです。この北側にある駐車場は今従業員がここへ止めて、大型トラック、違うところにあるのを乗っているということらしいです。　　が使用しているということだそうです。

以上です。

○１１番（柳田　浩君）　特にありません。

○会長（小倉和夫君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決を行います。

１８番の鴻茎地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、１９番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図２７ページ及び土地利用計画図の５－１９をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、農地法施行規則の第１種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○２番（江川芳夫君）　２番、江川です。

この案件につきましても、１９日に小坂推進委員と現地を確認してまいりました。この

さんにつきましては、これが４回目の申請ということで、この位置図を見ますと申請地のところに　　さん、これが譲渡人の自宅でございます。これの隣、今　　、今回申請地ですが、そのすぐ左、次に近くのちょっとうちがあるんですが、その左、ここにもう既に３軒うちが建っております。これで最後ということで　　さん言っておりました。

譲受人の方の代理人の　　さんの出席を求めたんですが、ちょっと都合がつかないので、電話で話をさせていただきました。ちなみに、　　さんと今度買う　　さんは何の面識もないそうです。不動産屋を通じて売買をしたと、こういうことでございます。特にこれで　さんの土地がみんな４軒で全部埋まるということで、特に問題はないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議願いたいと思います。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

１９番の鴻茎地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、２０番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図２８ページ及び土地利用計画図の５－２０をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、車庫及び資材倉庫を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第１種農地と判断されますが、農地法施行規則の第１種農地の不許可の例外に該当し、北川辺地域は３，０００平米未満の開発行為は許可不要であり、建築確認の見込みがあるとのことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○５番（山岸和男君）　５番、山岸です。

１９日に、推進委員の石川さんと現地確認と、譲受人の　　さんの事務所で聞き取りをいたしました。

申請地は去年まで譲渡人の　　さんが稲を作付しており、今は耕うんされて管理されている状態でした。譲受人は業務拡張のため、車庫・資材置場のための倉庫を計画していたところ、申請地が譲ってもらえることになり、今回の申請となりまして、後日なんですけれども、譲渡人の　　さんに電話で聞き取りしましたところ、年齢的なこともあり、面積も少ないことから、手放すことにし、今回の申請となりました。

以上ですが、ご審議のほどよろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

２０番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、２１番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図２９ページ及び土地利用計画図の５－２１をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（８棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、北川辺地域は３，０００平米未満の開発行為は許可不要であり、建築確認の見込みがあるとのことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、１２番小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

７月１６日、髙橋・細谷両推進委員さんと共に現地を確認してきました。現地は、草一本生えていない、去年まで水稲を作付しておりましたが、今年は休んでおりました。代理人の　　さんにお電話したところ、休みということで、後日７月１９日に電話にて確認をしたと

ころ、現地は両隣が住宅地でございまして、建坪というか、土地の利用的にも８棟建てるのには理想的な場所であるということで、事務局の申したとおり、住宅としていい環境であるということで申請をした模様でございます。

なお、　　さんにつきましては、高齢のために５月にも農地を１，０００平米を住宅に転用しておりますけれども、今回も　　という建て売り業者、その内容がよかったものでお願いをしたというところでございます。慎重なる審議をお願い申し上げたいと思います。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

２１番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、２３番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図３０ページ及び土地利用計画図の５－２３をご覧ください。

本案件は、昨年度受付分の除外が２月に完了したもので、譲受人が使用貸借により土地を借り受け自己用住宅を建築するもので、必要添付書類は整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○３番（中島利雄君）　３番、中島です。

７月２１日に推進委員の町田さんと２人で現地確認に行ってまいりました。

現地で譲渡人の　　さんは仕事で来られませんでした。　　さんとは親子関係なんです。せがれさんかな。その代理の　　さんとお会いして、お話を伺ってまいりました。そこに住宅を造るということで、さいたま市から来ることになったんです。　　さんによく話を聞いて、何ら問題なしと判断してまいりました。その結果、何の問題なしと判断してま

いりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

２３番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、２４番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図３１ページ及び本日お配りいたしました議案書の７ページのクリップ留めしてあるものの一番後ろについております５－２４という土地利用計画図、そちらのほうをご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、本店所在地の近くにあることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１１番（柳田　浩君）　１１番、柳田です。

この件につきまして、７月１７日に坂田推進委員と２人で譲渡人の　　さん宅を訪問しまして、　　さん宅の前が現場なものですから、奥様からお話を伺いまして、内容については申請の内容のとおりでございました。

その後、２０日に受人の代理人である　　の　　さんと現地での立会いを行いまして、お話を伺いました。この会社は　　にあって、まだ法人化したばかりの会社で、自宅が会社というような状況の中でこの事業をやっているらしいですけれども、ほとんど下請という形でやっていて、ある程度動き出してきたので、資材置場も確保したいという内容でございました。

市内での会社ということで、面積的にもそれほど大きくなく、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

２４番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、２５番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図３２ページ及び土地利用計画図の５－２５をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１１番（柳田　浩君）　１１番、柳田です。

７月２０日に、坂田推進委員と２人で譲受人の代理人である　　の　　さんに立ち会っていただきまして、現地の確認調査をさせていただきました。あわせて、譲渡人の自宅の前でしたので、ご本人にも一緒にお話を伺ってまいりました。

今回の案件につきましては、親子関係での土地の使用貸借ということでございまして、特に問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

２５番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、２６番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本日お配りいたしました議案書の７ページの差し替え分及びその後ろにつづってあります位置図３３ページ、土地利用計画図５－２６をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、隣接する既存の太陽光発電施設と一体で設置するものであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○７番（佐久間尉匡君）　７番、佐久間です。

７月２２日に前島次長さんから急遽１件だけ確認してもらいたいところがあるということで、次の日の２３日、推進委員の小山さんと２人で現地確認を行いました。

現地は新川用水のすぐそばになっておりまして、次のページに配置図ですか、太陽光のパネルのがありますけれども、周りも既に許可が下りておりまして、今回のこの　　番地というところを一緒に申請すると作業もしやすいというようなことでございまして、この下の　　と　　番地というのは、これはまだ相続が済んでいないような土地になっておりますので、若干木が生えているような、ちょっと管理は行き届いていないんですけれども、その後、譲渡人の　　さんのお宅をお伺いしたんですけれども、あいにく留守でして、２５日と今日も午前中行ってきたんですけれども、ちょっとあいにく不在で、本人から直接話は聞いていないんですけれども、ご覧のように周りがこのような形で太陽光になっておりますので、多分ですけれども、処分することになったということだと思いますけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○４番（松本　昇君）　４番、松本です。

位置図を見ますと、　　番の左っ端に通路みたい、道路みたいのが一応は入っているんですけれども、これは登記上ではこれが道路とか水路じゃなくて、現況だけ通っているということでしたか。

○７番（佐久間尉匡君）　現地見に行ったときに、作業されている方が乗用タイプの草刈り機のようなものありますよね、芝刈り機のような。そんなようなものでこの辺走り回っていましたので、どこが杭でどうなっているのかというのがちょっと、ここだけちょっとまだ太陽光パネルが載っていませんでしたので、これは多分、道だとは思うんですけれども、果たしてそこがどんな形で最後仕上がるのかというのは、非常に分かりづらいような感じでした。

○事務局（前島勝己君）　図面には、点線が入っているんですけれども、これは管理をするための道で、すでに東電の電柱が３本ぐらい立っています。公図上はありませんが、管理する道路ということです。

○４番（松本　昇君）　公図上じゃ官地は通っていないということですか。

○事務局（前島勝己君）　そういうことです。

○２番（江川芳夫君）　住宅地図だから載っているという話ですか。

○事務局（前島勝己君）　そういうことです。

○４番（松本　昇君）　住宅地図。住宅地図のほうには線がこういうふうに入っているけれども。

○事務局（前島勝己君）　公図上、道は無いということです。

○４番（松本　昇君）　ですね。前そういうのが聞いたことあったような感じしたので。了解しました。

○会長（小倉和夫君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

２６番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第４号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　次に、議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

別紙、議案第４号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る「農用地利用配分計画（案）」につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第４号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

◇

◎報告事項

○会長（小倉和夫君）　次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　それでは、報告第１号から第４号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の８ページからをご参照ください。

報告第１号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書について」でございますが、相

続による届出について９件で、内容は資料のとおりです。

報告第２号、１０ページをご参照ください。

「農地法第４条第１項第８号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について２件で、内容は資料のとおりです。

報告第３号、１１ページからをご参照ください。

「農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について１０件で、内容は資料のとおりです。

報告第４号、１３ページからをご参照ください。

「農地法第１８条第６項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について１９件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君）　以上で、本日総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

◇

◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君）　小倉会長、議事の進行、お疲れさまでございました。

それでは、最後になりますけれども、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田　浩君）　本日は、大変お忙しい中、委員の皆様方におかれましては長時間にわたりまして慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和４年第７回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会　午後　４時１６分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和４年７月２６日

会　　長　　小　倉　　和　夫

署名委員　　野　口　　悦　夫

署名委員　　江　川　　芳　夫